

堺市監査委員公表第 35 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 22 日

|        |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|
| 堺市監査委員 | 三 | 宅 | 達 | 也 |
| 同      | 田 | 渕 | 和 | 夫 |
| 同      | 藤 | 坂 | 正 | 則 |
| 同      | 播 | 磨 | 政 | 明 |

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

財政局

(財政部、契約部、税務部)

## 第3 監査の対象期間

令和3年度(令和3年4月1日～令和3年7月31日)

ただし、必要に応じて令和2年度以前を含む。

## 第4 監査の実施期間

令和3年8月2日～令和3年12月22日

## 第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 財政部 財産活用課

#### (1) 共有地処分金の管理について

堺市地区共有財産の管理及び処分に関する要綱(以下「要綱」という。)に基づき、共有地処分金の管理を行っている。

この事務について、以下のとおり意見を付す。

#### [未使用金の取扱いについて(意見)]

本市では、共有地処分金を歳入歳出外現金(公金)として取り扱っており、その取扱いについては、要綱に基づき、市長決裁により地区共有財産の取扱要領(以下「取扱要領」という。)を定めて実務を行っている。

取扱要領では、自治会の運営に必要な諸経費として、年間の支出予定額から収入予定額を差し引いた額(不足分)を共有地処分金から支出することができるかとされている。そしてその場合、自治会は、年度終了後速やかに会計決算書とともに領収書綴・出納帳等を市に提出し、市は、

財産活用課において審査することとされている。

令和2年度において、共有地処分金からの支出額に未使用が発生した自治会は6つあり、その合計額は1,666万1,558円であった。

未使用金が生じた場合の取扱方法は取扱要領には定められていないが、財産活用課では、未使用金を返還させずに、自治会内で次年度への繰越金とすることを認めている。また、未使用金残高については、預金通帳や現金の実査は行っていない。

市は共有地処分金を公金として管理している以上、その適正な管理を求められることから、未使用金残高についても確認することが望まれる。未使用金については、これを返還させることによって、当然残高を確認できることになるが、そのことも踏まえ、共有地処分金をより適切に管理できるよう、取扱要領を整備されたい。

## 2 税務部 税制課、税務部 市税事務所 固定資産税課・税務サービス課

### (1) 総務管理手数料（納税証明等発行手数料）について

税制課は、納税証明書等の発行に係る手数料の調定事務を行っている。

固定資産税課と税務サービス課は、堺市手数料条例に基づき、住宅用家屋証明書等の発行に係る手数料の収入事務等を行っている。

これらの事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

## 3 税務部 税務運営課、税務部 市税事務所 市民税課・納税課

### (1) 個人市民税について

税務運営課は、個人市民税の調定事務を行っている。

市民税課は、地方税法に基づき、個人市民税に係る賦課事務を行っている。

納税課は、地方税法に基づき、個人市民税の徴収猶予に係る事務を行っている。

これらの事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

## 4 税務部 税務運営課、税務部 市税事務所 納税課

### (1) 市税の収入未済について

税務運営課は、市税等の不納欠損に係る事務を行っている。

納税課は、地方税法に基づき、市税等の滞納処分(差押等)及び滞納処分の執行停止に係る事務を行っている。

これらの事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

## 5 局共通項目

### (1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

#### ア 貸付料の請求

三国ヶ丘庁舎市民駐車場の貸付料について、令和元年10月1日以降、消費税率が引き上げられたにもかかわらず、消費税率の適用を誤って賃借人に対して請求を行い、収入していた。

（税務部 市税事務所 法人諸税課）

### (2) 委託料について

委託料に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### (3) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

#### ア 現金出納簿の整理

現金出納簿について、以下のものがあった。

(ア) 資金前渡で受け入れている郵便振替取扱手数料の現金出納簿において、受入時と払出時の前渡資金受領者の確認印がないものがあった。

（税務部 税務運営課）

(イ) 納税証明等発行手数料の現金出納簿において、実際には現金の入出金がなかったにもかかわらず、受入額と払出額を記載しているものがあった。

（税務部 市税事務所 納税課）

(ウ) 納税証明等発行手数料の現金出納簿において、手数料受入時の現金出納員の確認印がないものがあった。

（税務部 市税事務所 税務サービス課）